様式第６号（第５条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 計画変更認定申請 | 　 |
| 事務手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第１項の規定による申請） |
| １　申請の対象とする範囲 | 建築物全体（複数建築物の認定） |
| ２　計画の評価方法　（該当する□にレを記入） | 住宅部分：□　誘導仕様基準　　　□　誘導仕様基準以外非住宅部分：□　標準入力法等　　　□　その他評価方法（　　　） |
| ３　事務手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 申請建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ住宅部分円(ａ´) | 別表第2の90の項(2)イ住宅部分円(Ａ´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ非住宅部分円(ｂ´) | 別表第2の90の項(2)イ非住宅部分円(Ｂ´) |
| 合計 | ㎡ | (ａ´)＋(ｂ´)円 | (Ａ´)＋(Ｂ´)円 |
| 他の建築物 | 合計 | ㎡ | (ｃ´)円 | (Ｃ´)円 |
| 　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　　　　 　円（注意）　１　「別表第２」とは，国分寺市事務手数料条例別表第２をいう。　２　申請に併せて，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第２項の規定において準用する第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は，上記合計に国分寺市事務手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは，申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。　４　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法及び第10条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価を行う場合の事務手数料の額は，標準入力法等による場合により算出した額とする。　５　金額（ｃ´）及び（Ｃ´）には，別紙の他の建築物の事務手数料合計額を記入する。　６　本様式に別紙を添付すること。 |

別紙

|  |
| --- |
| 事務手数料額計算書（他の建築物） |
| 事務手数料額の計算 |
| 　 |  | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| 他の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ住宅部分円(ａ´) | 別表第2の90の項(2)イ住宅部分円(Ａ´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ非住宅部分円(ｂ´) | 別表第2の90の項(2)イ非住宅部分円(Ｂ´) |
| 小計 | ㎡ | (ａ´)＋(ｂ´)円 | (Ａ´)＋（Ｂ´）円 |
| 他の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ住宅部分円(ａ´) | 別表第2の90の項(2)イ住宅部分円(Ａ´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ非住宅部分円(ｂ´) | 別表第2の90の項(2)イ非住宅部分円(Ｂ´) |
| 小計 | ㎡ | (ａ´)＋(ｂ´)円 | (Ａ´)＋（Ｂ´）円 |
|  | 他の建築物（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ住宅部分円(ａ´) | 別表第2の90の項(2)イ住宅部分円(Ａ´) |  |
|  | 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の90の項(1)イ非住宅部分円(ｂ´) | 別表第2の90の項(2)イ非住宅部分円(Ｂ´) |  |
|  | 小計 | ㎡ | (ａ´)＋(ｂ´)円 | (Ａ´)＋（Ｂ´）円 |  |
|  | 他の建築物 | 合計 | 円(ｃ´) | 円(Ｃ´) |  |
| （注意）　１　「別表第２」とは，国分寺市事務手数料条例別表第２をいう。　２　申請に併せて，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第２項の規定において準用する第35条第２項の規定に基づく申出をする場合は，上記合計に国分寺市事務手数料条例に定める額を加える。　３　「適合証等」とは，申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。　４　認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る事務手数料の額は，別表第２の89の項に規定する額とする。 |